

短時間勤務会計年度任用職員  
採用試験受験案内

令和7年5月12日

岡山県福祉相談センター 総務企画課  
〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1  
直通電話 (086) 235-4844

受付期間 令和7年5月12日(月曜日) から 5月21日(水曜日) まで

岡山県福祉相談センターでは、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により任用される短時間勤務会計年度任用職員を次のとおり募集します。

募集する職種	任用予定人数	試験日(予定)
心理判定員	3名程度	令和7年5月26日(月曜日) から 令和7年6月2日(月曜日) までの 間で当センターが指定する日時 (ただし、土曜日、日曜日及び祝日 を除く)

※勤務条件、報酬等、応募資格、業務内容等の詳細については【個別事項】をご覧ください。

## 1 勤務場所、任用期間、応募資格等

### (1) 勤務場所

岡山県福祉相談センター（岡山市北区南方2-13-1）

### (2) 任用期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

※任用日から1か月間（延長の場合あり）は条件付採用となります。

※任用期間の満了をもって退職となります。

※任用期間満了後、同一の職が設置される場合は、能力実証を行った上で、再度任用される場合があります。

### (3) 応募資格（応募資格は【個別事項】もご覧ください。）

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者（次に該当しない者）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 など

## 2 週休日、休暇等

### (1) 週休日

勤務が割り振られていない日とします。

### (2) 年次休暇（有給）

週の勤務日数、任用期間及び県のいずれかの職に引き続き在職していた期間（勤務実態が継続している場合は通算）に応じて、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める日数が任用時に付与されます。

### (3) 年次休暇以外の休暇等

ア 規則に定める要件を満たす場合は、有給又は無給の休暇等を取得できます。

- ・有給（公民権行使、官公署出頭、災害による現住居滅失等、災害等による出勤困難・通勤途上危険回避、忌引、結婚、夏季、妊産婦の健康診査・保健指導、妊娠中の通勤緩和、出生サポート、産前産後、配偶者の出産、育児参加）
- ・無給（子の保育・看護、介護、生理による就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー）

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年岡山県条例第3号）に定める要件を満たす場合は、育児休業又は部分休業を取得できます。

## 3 通勤に関する費用

実費弁償（上限あり）：一般職員に準じて計算し勤務日数に応じて日額で支給します。

マイカー通勤は可能ですが、駐車場は各自手配（自己負担）となります。

## 4 受験申込みの受付

- (1) 受付期間 令和7年5月12日（月曜日）から令和7年5月21日（水曜日）まで  
郵送の場合、令和7年5月16日（金曜日）までの消印があるものは有効です。  
封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書きしてください。なお、郵送事故が発生した場合の責任は負いません（簡易書留扱いが望ましい）。

※申込みを受理し受験を認めた場合は、令和7年5月23日（金曜日）の午後5時までに履歴書に記載の電話番号に連絡します。

- (2) 受付時間 8時30分から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付場所 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 岡山県福祉相談センター総務企画課

(4) 提出書類

- ① 履歴書 (様式1)
- ② 学歴・職歴確認書 (様式2) ※ 夜勤代替職員以外の職種用
- ③ 兼業(予定)申出書 (様式3) ※ 下記『6その他(3)』に該当する方のみ
- ④ 必要とする資格を証する書類(写) ※ 原本は試験日に提出のこと

## 5 採用試験

- (1) 試験日 上記の試験日(予定)のとおり ※日時等は別途連絡します。
- (2) 試験会場 岡山市北区南方2-13-1  
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)内  
岡山県福祉相談センター
- (3) 試験内容 面接(業務遂行能力、人柄等に関する口述試験)
- (4) 必要な物 筆記用具を持参ください。
- (5) 合否決定 得点の高い順に決定します(一定の基準に達しない場合は不合格とします)。
- (6) 合格発表 合格、不合格にかかわらず、令和7年6月6日(金曜日)までに郵送で通知します。

(7) その他

- ・試験の成績については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第1号の規定により、窓口で情報提供を受けることができます。
- ・提供する情報は受験者本人の得点及び順位で、合格又は不合格を通知した日から1か月間、岡山県福祉相談センター総務企画課で受け付けます。本人確認書類(免許証等)をお持ちの上お越しください。
- ・法定代理人の方が本人に代わって提供を希望する場合は、法定代理人自身の本人確認書類と、法定代理人であることを証明する書類(委任状等)を持参してください。
- ・電話等による情報提供はできません。

## 6 その他

- (1) 勤務条件の詳細については、規則によることとします。
- (2) 地方公務員法に定められた服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等)が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。
- (3) 営利企業への従事等の制限は適用されないため、副業等は禁止されませんが、他の仕事との兼業(他の会計年度任用職員への任用、営利企業への従事等)を行う可能性がある場合は、事前に、その旨を申し出てください。

公正な職務遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがある場合や、公務に支障を来すような長時間労働となる場合は、一定の制限を課すことがあります。

【個別事項】

職種：心理判定員

<勤務条件>

【勤務時間】

1日7時間45分（8時30分～17時15分、うち休憩時間60分）  
週7時間45分以内

【勤務日数】

月5日以内  
（原則週1日、勤務日は土曜、日曜、祝日、年末年始のローテーション勤務で、相談の上、決定）となるよう割り振り

※公務の都合により他の勤務日及び勤務時間に振り替えることあり

※所定の勤務時間を超えて勤務する必要がある場合は、事前命令により時間外勤務あり

<報酬等>

【基本報酬】

月額9,020円以上9,790円以内で学歴・職歴を考慮し決定

【通勤費用】

一般職員に準じて計算し、勤務日数に応じて月額で支給

※上記のほか、  
一般職員に準じて地域手当（月額×3%）に相当する報酬、  
時間外勤務を行った場合は時間外勤務手当に相当する報酬  
を支給

<社会保険等>

- ・雇用保険、共済保険（短期福祉）、厚生年金保険は適用されない
- ・公務上又は通勤中の災害については、労働者災害補償保険、或いは公務災害補償に準じた補償を適用

<応募資格>

次のいずれかに該当すること

- ・学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者
- ・公認心理師

<業務内容>

児童相談所において、児童の心理及び指導に関する業務を行う。

- （1）一時保護所の児童の行動観察に関すること
- （2）一時保護所の児童の生活・学習及び余暇指導に関すること
- （3）一時保護所の児童の心理療法等に関すること